

生食発0531第1号
令和5年5月31日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第208号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬アセキノシル、農薬イソフェタミド、農薬ピリプロキシフェン、農薬メトキシフェノジド及び動物用医薬品モサプリド

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
アセキノシル	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、その他の野菜（れんこんに限る。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
イソフェタミド	未成熟いんげん、えだまめ及びグアバ
メトキシフェノジド	ねぎ（リーキを含む。）、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪
モサプリド	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。
- (2)－① 今回残留基準値を設定する「アセキノシル」の規制対象は、アセキノシル及び代謝物 AKM-05 【3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン】とすること。ただし、代謝物 AKM-05 はアセキノシルの濃度に換算すること。なお、今回の改正に当たり、規制対象に変更はないこと。
- (2)－② 「その他の野菜」に設定されているアセキノシルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の野菜（ずいきに限る。）」及び「その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）」として残留基準値を設定し、「その他の野菜（れんこんに限る。）」として一律基準（0.01ppm）が適用されること。
- (3) 今回残留基準値を設定する「イソフェタミド」の規制対象は、農産物にあってはイソフェタミドのみをいい、畜産物にあってはイソフェタミド及び代謝物 C 【2-{3-メチル-4-[2-メチル-2-(3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド)プロピオニル]フェノキシ}プロピオン酸】とすること。ただし代謝物 C はイソフェタミドの濃度に換算すること。なお、今回の改正に当たり、規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する「ピリプロキシフェン」の規制対象は、ピリ

プロキシフェンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、規制対象に変更はないこと。

- (5) 今回残留基準値を設定する「メトキシフェノジド」の規制対象は、メトキシフェノジドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定する「モサプリド」の規制対象は、モサプリド及び代謝物M-1【*デス-p*-フルオロベンジルモサプリド】とすること。ただし、代謝物M-1はモサプリドの濃度に換算すること。なお、改正前の規制対象は、モサプリドのみであること。

2 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬アセキノシル及び農薬イソフェタミドに係る適用拡大のための変更登録が行われ、また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき、動物用医薬品モサプリドに係る承認事項の変更が行われる予定であること。
- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01ppm）が適用されること。

別紙

農薬アセキノシル（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	○ 0.02	
小豆類	0.5	0.5
やまいも（長いものをいう。）	0.2	0.2
その他のきく科野菜	15	15
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	0.7	0.7
すいか	● /	0.1
すいか（果皮を含む。）	● 0.5	/
メロン類果実	● /	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.5	/
まくわうり	● /	0.1
その他のうり科野菜	0.7	0.7
その他の野菜 ^{注)}	/	1
その他の野菜（ずいきに限る。）	○ 2	/
その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）	○ 15	/
みかん	● /	0.2
みかん（外果皮を含む。）	● 2	/
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	○ 2	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	1
りんご	0.7	0.7
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	0.4	0.4
びわ	● /	0.4
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	● 0.4	/
もも	● /	0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	● 2	/

農薬アセキノシル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ネクタリン	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.7	0.7
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	2	2
ぶどう	0.5	0.5
パパイヤ	1	1
マンゴー	0.5	0.5
その他の果実	2	2
くり	0.02	0.02
ペカン	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
くるみ	0.02	0.02
その他のナッツ類	0.02	0.02
茶	40	40
ホップ	15	15
その他のスパイス	5	5
その他のハーブ	○ 40	10
牛の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02

農薬イソフェタミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.05	0.05
小豆類	○ 0.09	0.05
えんどう	○ 0.09	0.05
そら豆	○ 0.09	0.05
その他の豆類	○ 0.09	0.05
キャベツ	9	9
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 80	20
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	○ 0.6	
トマト	6	6

農薬イソフェタミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2
未成熟えんどう	20	20
未成熟いんげん	● 0.6	2
えだまめ	● 0.6	2
その他の野菜	2	2
みかん（外果皮を含む。）	7	7
なつみかんの果実全体	4	4
レモン	7	7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	7	7
グレープフルーツ	7	7
ライム	7	7
その他のかんきつ類果実	7	7
りんご	0.6	0.6
日本なし	0.6	0.6
西洋なし	0.6	0.6
マルメロ	0.6	0.6
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.6	0.6
もも（果皮及び種子を含む。）	5	5
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.8	0.8
うめ	8	8
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	7	7
ラズベリー	4	4
ブラックベリー	4	4
ブルーベリー	5	5
クランベリー	5	5
ハuckleベリー	5	5
その他のベリー類果実	10	10
ぶどう	10	10
かき	1	1
キウイー（果皮を含む。）	10	10

農薬イソフェタミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
グアバ	●	5
パッションフルーツ	10	10
その他の果実	10	10
ごまの種子	0.02	0.02
なたね	0.02	0.02
その他のオイルシード	0.02	0.02
アーモンド	0.01	0.01
その他のスパイス	40	40
その他のハーブ	0.02	0.02
牛の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07
牛の腎臓	0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07
牛の食用部分	0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	

農薬ピリプロキシフェン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
その他の豆類	0.2	0.2
はくさい	0.7	0.7
キャベツ	0.7	0.7
芽キャベツ	0.7	0.7
ケール	2	2
こまつな	2	2
きょうな	2	2
チンゲンサイ	2	2
カリフラワー	0.7	0.7
ブロッコリー	0.7	0.7
その他のあぶらな科野菜	2	2
たまねぎ	0.2	0.2
みつば	20	20
トマト	1	1
ピーマン	3	3
なす	0.7	0.7
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1
しろうり	0.1	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2
まくわうり（果皮を含む。）	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.1	0.1
オクラ	0.02	0.02
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
その他の野菜	0.2	0.2
みかん（外果皮を含む。）	2	2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2

農薬ピリプロキシフェン（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	1	1
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	1	1
すもも（プルーンを含む。）	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	1	1
いちご	0.3	0.3
ブルーベリー	1	1
クランベリー	1	1
ハuckleベリー	1	1
その他のベリー類果実	1	1
ぶどう	0.5	0.5
バナナ	○ 0.7	
パパイヤ	0.3	0.3
アボカド	1	1
パイナップル	0.01	0.01
グアバ	0.1	0.1
マンゴー	1	1
パッションフルーツ	0.1	0.1
その他の果実	1	1
綿実	0.05	0.05
くり	0.02	0.02
ペカン	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
くるみ	0.02	0.02
その他のナッツ類	0.02	0.02
茶	15	15
コーヒー豆	0.05	0.05
その他のスパイス	8	8
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01

農薬ピリプロキシフェン（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01

農薬メトキシフェノジド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
とうもろこし	0.02	0.02
大豆	0.5	0.5
小豆類	5	5
えんどう	5	5
そら豆	0.5	0.5
らっかせい	0.03	0.03
その他の豆類	5	5
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.4	0.4
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の葉	30	30
クレソン	30	30
はくさい	7	7
キャベツ	7	7
芽キャベツ	7	7
ケール	30	30
こまつな	30	30
きょうな	30	30
チンゲンサイ	30	30
カリフラワー	7	7
ブロッコリー	5	5

農薬メトキシフェノジド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のあぶらな科野菜	30	30
アーティチョーク	3	3
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30	30
その他のきく科野菜	30	30
ねぎ（リーキを含む。）	● 2	3
にんじん	0.5	0.5
パセリ	30	30
セロリ	15	15
その他のせり科野菜	30	30
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3	0.3
その他のうり科野菜	0.3	0.3
ほうれんそう	30	30
オクラ	2	2
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	2	2
その他の野菜	30	30
みかん（外果皮を含む。）	2	2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2

農薬メトキシフェノジド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マルメロ	2	2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2	2
もも（果皮及び種子を含む。）	2	2
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	2	2
ラズベリー	6	6
ブラックベリー	6	6
ブルーベリー	4	4
クランベリー	0.7	0.7
ハックルベリー	4	4
その他のベリー類果実	6	6
ぶどう	1	1
かき	2	2
キウイー（果皮を含む。）	0.5	0.5
パパイヤ	1	1
アボカド	0.7	0.7
その他の果実	2	2
綿実	7	7
ぎんなん	0.1	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	○ 70	40
コーヒー豆	○ 0.2	
その他のスパイス	2	2
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	○ 0.3	0.2
豚の筋肉	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.3	0.2
牛の脂肪	0.3	0.3
豚の脂肪	0.3	0.3

農薬メトキシフェノジド（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	● 0.01	0.02
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.02
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
落花生油	0.1	0.1

動物用医薬品モサプリド（消化器官用薬）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.04	0.02
牛の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.06
牛の肝臓	○ 0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.7	1

動物用医薬品モサプリド（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の腎臓	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.4	0.06
牛の食用部分	○ 0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	0.04
乳	0.01	

脚注

※○：令和5年5月31日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和6年5月31日適用（基準値を引き下げる品目等）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- ・ 注）アセキノシルにおける「その他の野菜」については、「れんこん」に限り告示の日から起算して1年を経過した日から基準値削除となる。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。